

産業人財育成・外国人雇用対策特別委員会会議録

令和元年5月28日

場 所 第3委員会室

令和元年5月28日（火曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

商工観光労働部、総合政策部

- 1. 産業人財の育成・確保について
- 2. 外国人材の状況等について

○協議事項

- 1. 委員会の調査事項について
- 2. 調査活動方針・計画について
- 3. 県内調査について
- 4. 次回委員会について
- 5. その他

出席委員（12人）

委員	長	西村	賢
副委員	長	高橋	透
委員		坂口	博美
委員		星原	透
委員		外山	衛
委員		野崎	幸士
委員		山下	寿
委員		脇谷	のりこ
委員		田口	雄二
委員		河野	哲也
委員		来住	一人
委員		関師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 井手 義 哉

商工観光労働部次長 横山 浩 文
 観光経済交流局長 酒 匂 重 久
 商工政策課長 内野 浩一朗
 企業振興課長 矢野 雅 博
 雇用労働政策課長 川端 輝 治
 観光推進課長 大衛 正 直
 オールみやぎ営業課長 高山 智 弘

総合政策部

産業政策課長 米 良 勝 也

事務局職員出席者

政策調査課主幹 千知岩 義 広
 政策調査課主査 菊 地 潤 一

○西村委員長 ただいまから、産業人財育成・外国人雇用対策特別委員会を開会をいたします。

まずは、委員席の決定についてですが、ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、本日の委員会の日程でありますがお手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、商工観光労働部及び総合政策部に御出席をいただき、初の委員会でありますので、当委員会の設置目的に関する事項として、産業人財の育成・確保、外国人材の状況等について概要の説明をいただくこととしております。

その後、委員会の調査事項、調査活動方針、計画等について御協議いただきたいと思いますのですが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日は、商工観光労働部及び総合政策部においていただきました。

初めに、一言御挨拶を申し上げます。

この特別委員会の委員長に選任されました日向市選出の西村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私ども12名が、さきの臨時県議会で委員として選任をされました。今後1年間、調査活動を実施していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

当委員会が担う課題の解決に向け努力してまいりたいと思いますので、執行部の御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が、日南市選出、副委員長の高橋透委員です。

次に、向かって左側になります。坂口博美委員です。

次に、星原透委員です。

外山衛委員です。

野崎幸士委員です。

山下寿委員です。

脇谷のりこ委員です。

次、右側になりますが、田口雄二委員です。

河野哲也委員です。

来住一人委員です。

函師博規委員です。

以上で、委員の紹介を終わります。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表にかえさせていただきますと思います。

それでは、早速であります。概要説明をお願いいたします。

○井手商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部、部長の井手でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本格的な人口減少社会の到来により、本県においても、あらゆる分野で人材不足が大きな課題となっております。県庁各部局一体となって、その対策に取り組んでいるところでございます。

本日は、産業人財育成・外国人雇用対策の特別委員会ということでございまして、商工観光労働部の関係課、そして総合政策部の産業政策課から参っております。

概要につきまして、今から説明をさせていただきますが、座って説明をさせていただきます。

本年4月に、出入国管理及び難民認定法の改正が施行されまして、新たな在留資格が設けられました。これによりまして、今後、企業による外国人材の活用が進むだろうと見込まれているところでございます。

本日は、お配りしております資料、下の目次にありますとおり、産業人財の育成・確保について及び外国人材の状況等について御説明をさせていただきますと存じます。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

私のほうからは以上でございます。

○米良産業政策課長 産業政策課でございます。

私のほうから、産業人財の育成・確保に関する取り組みの概要について御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

まず、1の「背景」にありますように、人口、特に15歳から64歳の生産年齢人口の減少が加速化する中にありまして、本県の地方創生を実現するためには、地域や産業の将来を担う人材を育成・確保することが喫緊の課題であります。

このため、2の「これまでの取組」といたしまして、平成28年度には、商工、農業関係団体や大学、金融機関、労働団体など、県内の13機関が一体となりまして、人材の育成・確保に取り組む基盤となる、「みやざき産業人財育成プラットフォーム」を設立いたしました。

また、(2)にありますように、平成29年度には、現状や課題を整理・分析するとともに、今後必要となる取り組みを体系的に取りまとめた「産業人財育成・確保のための取組指針」を策定したところであります。

次に、(3)になりますが、現在、この指針に基づきまして、関係機関で連携した施策を展開しております。

主な取り組みを2ページの方に取りまとめておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

2ページの横の表になります。

産業人財の育成・確保のための主な取り組みについて、体系的に整理をしたものでございます。図の縦軸は取り組み指針の3つの柱を、横軸は中高生、大学生等、社会人といった取り組みの対象者となっております。

まず、1段目、みやざきを理解し、みやざきの将来を担う人材の育成のための取り組みといたしまして、県庁や市町村、民間企業における就業体験のほか、海外展開している企業でのマ

ーケティング体験などを行う多様なインターンシップの実施、中学校や高校に地域の方を招いて仕事や地域の魅力を伝え考えさせるキャリア教育、大学と地域との連携や林業大学の開講など高等教育機関における人材育成の充実、さらには、外国人留学生等を対象とした就職支援セミナーや、業種を問わず必要となるビジネススキルを習得できるひなたMBA、こういったものを実施しているところでございます。

次の2段目、働く場所の魅力向上といたしましては、県内企業と連携して、企業に就職した社員の奨学金の返還を支援する取り組みや、医師や看護師、保育士などを目指す学生への修学資金の貸与、ワーク・ライフ・バランスを充実した働きやすい事業所の拡大を目指す「ひなたの極」の認証など、働きやすい職場環境づくりなどに取り組んでおります。

次に、3段目のみやざきで暮らし、みやざきで働く良さの創出とPRといたしまして、高校生向けの合同企業説明会や東京・大阪・福岡などでの就職説明会、女子大学生を対象としたセミナーや女性視点のPR動画作成など女性の定着支援、県外の高度なスキルを有する人材に県内企業に就職してもらうためのプロフェッショナル人材のマッチング、さらには高校生や県外の大学生等に企業の情報などを届けるコーディネーターの配置やSNSなどを活用した情報発信、こういったところに取り組んでいるところでございます。

恐れ入ります。左側のページにお戻りをいただきたいと思っております。

ただいま御説明をいたしましたように、さまざまな取り組みを展開しているところでございますが、人口減少が加速化する中で、産業人財の確保については厳しい状況が続いております。

より一層の取り組みが必要であると考えております。

今後、特に3に掲げました課題について、さらに力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

まず、高校生や大学生など若者の確保はもちろんですが、女性や高齢者、さらには外国人労働者の受け入れ対応など、多様な人材の県内定着について取り組みを強化する必要があると考えております。

また、2つ目といたしまして、若者が宮崎で働きたいと積極的に考えてもらえるよう、企業や産業の労働環境改善や成長企業の育成など、魅力を上げていくことが必要です。

さらには、そのような魅力ある企業等の情報を県内外の若者にしっかりと届け、県内就職あるいは県外からのUターンに結びつける仕組みづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

産業人財の育成・確保は、行政だけの取り組みではなかなか十分な成果が得られるものではありませんので、今後とも、産業界や大学等の関係機関との連携を密にしながら、将来を見据えた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○川端雇用労働政策課長 次に、外国人材の状況等について、雇用労働政策課及びオールみやざき営業課から御説明いたします。

資料の4ページをお開きください。

まず、1、「本県の外国人労働者の状況」ですが、外国人を雇用する事業所から宮崎労働局に届け出があった本県の外国人労働者数は毎年増加しておりまして、平成30年10月末現在では4,144人となっております。これを平成26年10

月末と比較しますと2,259人、率にして120%の増加となっております。

上段の「在留資格別外国人労働者数の推移」の表をごらんください。

本県の外国人労働者は、表の中ほどにあります技能実習が約67%を占めております。平成26年の1,248人から平成30年には2,800人に増加しており、その下段の資格外活動、主に留学生が該当しますが、平成26年の128人から平成30年には481人と、こちらも大きく増加しております。

下段の「国籍別外国人労働者数の推移」の表をごらんください。

一番上のベトナムが、平成26年の108人から平成30年には1,678人に、1つ飛びまして、インドネシアが225人から499人に、フィリピンが131人から325人にいずれも増加した一方で、上から2番目の中国に関しましては、1,082人から772人に減少しております。

次に、2、「新たな在留資格の創設」ですが、出入国管理及び難民認定法が改正され、本年4月1日から施行されたことに伴いまして、人手不足が顕著な介護や建設、農業、漁業等の14分野を対象として、新たな在留資格として特定技能が創設されたところであります。今後、全国的に外国人労働者のさらなる増加が見込まれております。

5ページをお開きください。

新たな在留資格、特定技能の概要であります。特定技能1号は、介護から外食業までの14の特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする業務に従事する外国人向けの在留資格でありまして、原則として、家族の帯同はできないこととされております。

また、次の特定技能2号、こちらは、現時点では建設業と造船・船用工業の2分野に属する

熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格となっております、家族の帯同ができることになっております。

下の表は、特定産業14分野と所管省庁及び従事する具体的な業務を記載しておりますので、後ほどごらんください。

右の6ページをごらんください。

1号特定技能外国人の受け入れ手続の概要について御説明いたします。

図の左半分は、海外から来日する外国人の手続の流れを示したものです。

一番左側の新規入国予定の外国人につきましては、海外で実施されます技能試験及び日本語試験に合格する必要があります。

なお、過去に技能実習生として良好に3年間の実習を修了し、海外に帰国されている、居住されている外国人につきましては、技能試験及び日本語試験は免除されます。

次に、図の右半分は、日本国内に在留している外国人の手続の流れを示したものです。

一番右側の留学生などは、日本国内で実施される技能試験及び日本語試験に合格する必要がありますが、技能実習生として良好に3年間の実習を修了した外国人については試験が免除になるということになります。

このように、一定の知識または経験を有することが確認できた外国人については、中ほどにありますように、受け入れ機関である事業所との雇用契約の締結、来日前の事前ガイダンスや健康診断の受診後に在留資格の認定や在留資格変更許可等の手続を行った上で、受け入れ機関での就労を開始することとなります。

なお、図の中ほど、地方出入国在留管理局の下に吹き出しがありますが、この外国人本人の要件として、18歳以上であること、特定技能1

号で通算5年以上在留していないこと、悪質なブローカーを排除するための措置として、保証金を徴収されていないこと、または違約金を定める契約を締結していないこと、家賃や食費等のみずからが負担する費用がある場合、その内容を十分に理解していることなどが定められております。

7ページをお開きください。

3、「外国人材の受け入れに向けた県の取組」であります。が、(1)にありますように、外国人雇用の現状や実際に雇用する際の手続等について周知するため、県内企業の担当者や商工会議所、商工会などの支援機関の担当者等を対象とするセミナーを、来月、宮崎・都城・延岡の3地区で開催することとしております。

なお、お手元にセミナーのチラシをお配りしておりますので、のちほどごらんください。

雇用労働政策課からの説明は以上であります。

○高山オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課でございます。ここからは、私のほうで説明させていただきます。

(2)の県と市町村の連携した体制の整備であります。が、外国人材の適正かつ円滑な受け入れ・共生には住民に身近な市町村の役割も重要でありますことから、県と市町村が連携して施策を推進するため、本年2月に、「宮崎県外国人材受入れ・共生連絡協議会」を設置したところでございます。

次に、(3)の多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置検討でございます。

国におきましては、昨年12月に打ち出されました外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の一つとして、生活者である外国人を支援するため、自治体における行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備を支援することとして

おります。

ワンストップセンターの設置主体は、都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村で全国約100カ所とされており、その整備費と運営費は交付金で支援されることとなっております。

下の図は、ワンストップセンターの機能をお示ししておりますが、外国人住民から在住手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等、生活に係る幅広い相談を対面または電話等でワンストップで受け付け、適切な情報提供及び国や市町村等関係機関への取り次ぎを行うものとされておりまして、11カ国語の多言語対応を求められております。

また、ワンストップセンターには、さまざまな行政・生活情報を多言語で外国人住民に提供する機能も求められております。

県としましては、現在、県国際交流協会に窓口を設け、外国人住民からの生活相談対応を行っておりますが、今後、新たな外国人材の受け入れ拡大に伴って、外国人住民に対する、より一層の支援が必要になってくると認識しておりますので、国の制度を踏まえて、現在、多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置を検討しているところでございます。

8ページは、参考資料としまして、県内の市町村別外国人住民数について、平成26年から平成30年までの5年間の推移を掲載しておりますが、平成30年は平成26年と比較すると約1.4倍の6,043人となっております。

私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。御意見、御質疑がございましたら、発言をお願いいたします。

○山下委員 今、全国的に一番問題になっているのは、受け入れた人たちがいなくなるという

ようなことが非常に問題になっていますが、宮崎県の現状はどうなんでしょうか。

○川端雇用労働政策課長 済みません。正確な数字を私どもは把握しておりません。最近は何れも、いなくなったという話は聞いておりません。ちょっと数字につきましては、今お答えできる資料がございません。

○山下委員 外国からの受け入れ状況を見てみますと、私は、スタート時点は、留学生というのは中国が一番多かったと思うんです。この受け入れ状況を見てみますと、中国人が非常に減っているということとあわせて、いろいろ話を聞きますと、やっぱり中国の人たちがいなくなるケースが一番多いというようなお話を聞くわけですけども、宮崎ではそういうような傾向は——数字が今わかっていないということだから、わからないのかな。そこはいかがでしょうか。

○川端雇用労働政策課長 技能実習生のことをお尋ねだと思いますが、中国に関しては確かにそもそも多かったのが、技能実習といいながら出稼ぎ的に働きに来ておられたわけですけども、最近経済発展が進みましてだんだん来る方が減ってきて、それにかわって、最近は何トナムからの技能実習生がふえてきたというふうに考えております。

逃亡に関しては、私ども、ちょっと数字も持っておりませんので、中国人だから逃げる方が多かったとかそういうことではないとは思いますが、資料を持ち合わせませんので、そこ辺のお答えはできかねるところでございます。

○山下委員 県庁の向こうのほうに日本・インドネシア経済協力事業協会の宮崎事務所がありますが、実は私、あそこの東京のほうの監事をやっているんです。そこでいろいろ問題になってくるんですけども、やっぱり受け入れ機関

がしっかりしていないと、ややもすると暴力団関係みたいな人が受け入れ機関になっていて、要するに連れてきて安い賃金で働かせたり、国内にはそういう受け入れ機関も相当あるらしいんです。ですから、県内でそういう外国人労働者なり研修生を受け入れる場合、やっぱり受け入れ機関の選定をうまくしないと、そういうことがある可能性が今からはあると思うんです。そのあたりは十分気をつけていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

○川端雇用労働政策課長 委員お尋ねの受け入れ機関は、監理団体ということですね。

確かに、時折、監理団体がブローカー的な動きをされているとかいう話もございまして、いろいろ摘発等もされているケースがニュースや報道等であります。

実は、今回のような特定技能でも、登録支援機関という形で国のほうが認定するような形になっておりますけれども、そういった悪質なブローカーを排除するための措置をするということと、審査の中で、過去に監理団体として外国人労働者や技能実習生が逃げたりとかいうようなケースがあった機関に対しては認定がおりないような、そういった措置がなされるように伺っております。

○山下委員 ありがとうございます。

○西村委員長 先ほどの山下委員の、いわゆる逃亡したとか、いなくなった外国人の数がわかれば。多分、警察当局とか法務関係だと思うんですけれども、それがあれば、また資料でいただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○図師委員 ワンストップセンターについてお伺いしたいんですけれども、検討中ということなんですけど、このワンストップセンターを設置

する設置主体の設置基準というのが米印で示されているかと思います。外国人住民が1万人以上もしくは5,000人以上で住民に占める割合が2%以上ということなんですけど、もし宮崎県が実施主体として動くとするならば、平成30年で6,043人が外国人住民数ということなんですけれども、1万人になるまで動けないのか。もしくは、県が主体とならず市町村が主体となる場合、もう既にこういうワンストップセンター設置に動いている市町村があるのか、そのあたりを教えてください。

○高山オールみやざき営業課長 ワンストップセンターの件でございます。

設置主体につきましては、都道府県については設置をすることが求められておりまして、現在検討しているところでございます。

市町村につきましては、県内全体で6,043人ということでございまして、ここに該当するような市町村、1万人以上の市町村とか5,000人で2%以上の市町村といったところは宮崎県内にはございませんし、九州の中にもないというふうに伺っております。

○図師委員 私がちょっと勘違いしておりました。県は主体的に動くというのを求められているわけですね。

であれば、今、県の状態は、外国人の方々の相談機関を委託されているということですが、このワンストップセンターの設置に関しては、ぜひ県の直轄といいますか、県の組織の中、部局内にどちらかを設けるような形で積極的に関与されるほうがいいかと思っておりますし、このワンストップセンターというのは、あくまでも外国人の方々、11カ国の言語の対応をすることというのはもちろん大切なことなんですけど、そこはあくまでも中間地点、中継地点であって、

要は、今度は宮崎県の事業所、企業もしくは外国人に関して必要とする人材確保を求める団体等々からの双方向からの相談を受ける、またその中継役をするという機能をぜひ有してほしいと思います。まだ具体的なビジョンはないかもしれませんが、今後の方向性について、ちょっとお考えをお聞かせください。

○高山オールみやざき営業課長 まず、ワンストップセンターの実施体制でございますけれども、しっかりこの体制を整えて外国人住民の支援をしていかないといけないというふうに考えておまして、どういう形で行うかについては効率性とか専門性とかいった観点もございまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、双方向でのつなぎといったところは非常に重要なところでございまして、このワンストップセンターは外国人住民専用の相談窓口という位置づけはございますけれども、ここでワンストップでいろんな相談を受け付けて対応していくということを考えますと、国、県、市町村のいろんな窓口とも連携をしないといけないと思っておりますし、また県内のいろんな事業所というか、県内企業の方々とも連携が必要だと思っておりますので、そういった面も含めて、しっかりと体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

○図師委員 いつからスタートしますか。

○高山オールみやざき営業課長 できるだけ早期にというふうに考えております。

○図師委員 今年度中。

○高山オールみやざき営業課長 今年度中、できるだけ早期にというふうに思っております。

○図師委員 わかりました。

○井手商工観光労働部長 このワンストップセ

ンターにつきましては、今、課長が答弁しましたとおり、早急に設置を求められております。もちろん予算措置を伴うものでございますので、予算措置を含めて、今、検討しているところでございます。しかるべき時に予算を出ささせていただきますまして、議決いただきましたら、その旨で設置に向けて動き出したいと考えております。

いずれにしても設置までに時間がかかることとございますし、非常に専門性の高い機能を持つセンターとなりますことから、どのような組織体制、また現に本県に存在する外国人の相談機能等も含めて検討して、また御提示をさせていただきますと存じております。

○来住委員 ちょっと今のワンストップセンターとの関連で。

10年ほど前だったと思いますけれども、都城の縫製工場で働いている中国の女性の皆さんが、残業手当が支給されないとかいう、いわゆる労働に対する不満があって、みんなで都城の市役所に相談に行ったということがあったんです。それで、現実には多分、今はもう中国から都城の縫製工場には入ってきていないというふうに思うんです。

僕が心配するのは、今聞いていると、ワンストップセンターというのは県に設置されるみたいなんです。僕は、もっと——数の少ないところは別ですけど、少なくとも各市町村の窓口。つまり、一番大きな問題になるのはやっぱり労働問題だと思うんですけども、実際に働いている外国人がそういうものを具体的にどこに相談に行けばいいのかと。宮崎市内ならまだいいけれども、県北だとか県南だとかというところは、わざわざ宮崎に来るということはできないわけで。その辺の体制はどのようにお考えになっていらっしゃるのか。今後、ふえていけばなお、

いわゆる労使の関係という問題は必ず起こると思います。そこら辺はどのように対応されるのでしょうか。

○川端雇用労働政策課長 委員がお話になったその事件については、ちょっと私も存じ上げませんけれども、全国的にも外国人技能実習生への雇用問題がいろいろ事件になったこともございまして、平成29年に技能実習法が改正された際に外国人技能実習機構というのが設立されておりまして、全国的に監理・監督といたしますか、そういった労働紛争が起きないように、悪質な雇用のあり方みたいなのを改めるように、監督するように強化されております。また、送り出し国との協定を結んだりとかいろんな防止策、そういったのを設けられております。

また、技能実習生への相談対応ということで、母国語で電話、電子メール、手紙で相談対応できるようなセンターがつくってありまして、8カ国語での相談ができるということで、ベトナム語ですとかインドネシア語とかフィリピン語とか、それぞれの技能実習生の送り出し国の母国語で対応できるようになっております。

また、先ほどの監理・監督の強化とともに罰則等もできておりまして、例えば、技能実習生に暴行したりとか、パスポートを取り上げたりとか、そういった場合には懲役刑になるとか、あと罰金が出たりとか、そういう事案が過去にあったわけですが、そういったのに対する対策というのでも打たれておるところでございます。

○来住委員 わかりました。また今後、勉強していきたいと思います。

○星原委員 今の外国人労働者の問題があるんですけれども、県内のいろんな産業界からの要望というか、どれぐらい県のほうで把握してい

るんですか。農業関係だったら、農業団体あたりからこれぐらいの人手不足なんですとか、あるいは産業界や経済界のいろんなところから、何かそういう希望というのか、外国人雇いたいたいけれどもどういうふうな対応をしたらいいのかとか。そういう相談あるいは数を把握していて、やっぱりこれから、そうなってくると、その数によってどういうふうに対応していくかということも出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうのは把握しているものですか。どうなんですか。

○川端雇用労働政策課長 今回、特定技能が創設されたときに、政府のほうから、全体で5年間で34万5,000人という人手不足の想定で受け入れるということが出ておりまして、今回の資料には人数のほうを出しておりませんが、例えば介護分野では6万人、建設業では4万人、農業分野では3万6,500人と、そういった数字を政府がまとめておりますけれども、これに関して、例えば本県で幾ら程度不足するのかというのは、数字が出ておりません。

例えば、農業分野で、国の予測の資料を見ますと、現在7万人、雇用労働者としての農業の労働者が不足しているということで、今後さらに減少する中で、8万人を国内確保すると。全体として、3万6,500人どうしても確保できないから、3万6,500人入れるんですよというような資料になっております。

また、建設業ですと、平成35年に全国で347万人労働者が必要であると。実際、そこに21万人不足する中で、生産性が向上することで16万人分は何とかなるでしょうと。残りの5万人のうち、日本人から1万人入職させて、残り4万人は外国人でもってきますとか、それぞれの産業でマクロ的に捉えた数字が各省庁で出されてい

るというような状況で、具体的な職種として、細かく建設業のどの職種が足りないとか、どの地域が幾ら足りないとか、そういった細かい数字は全くよくわからないような感じになっておる状況でございます。

済みません。答えになっていないかもしれませぬけれど。

○井手商工観光労働部長 今、雇用労働政策課長が答えたのは全国のレベルのお話ということで、県内でどうかということでございますでしょうけれども、介護分野、それと農林業分野については、それぞれの部局である一定の見積もりを出しているかと思えます。特に、介護のほうは、介護保険適用になりますので、介護人材がどの程度必要で、そこにどの程度の外国人材を入れていくかという議論は、今後始まっていくだろうと思っています。

私ども商工分野といたしましては、昨年の10月から12月にかけて、県内の事業所5,000事業者余りにアンケート調査をして、有効な回答数としては1,500弱ぐらいの回答をいただきました。その中で、人材不足とお答えになったところが75%あったと、約4分の3が人材不足と。その人材不足と答えたところで、外国人材を投入したいという意欲のある回答があったところが、その3割でございます。人材不足に陥っている事業者さんの約3割は、外国人材であろうと取り入れたいというふうに認識していると部としては考えております。

○星原委員 この8ページの表で、最後のほうに、平成30年が6,043人と出ているわけです。だから、それプラス、人材不足ということで悩んでいる企業がどれぐらいあって、どこからそういう人たちに来てもらうというか、対応していくのかというのを考える上では、そういうとこ

ろをはっきりつかまないと。これで足りているのか。1万人、仮に4,000人ぐらい欲しいという企業があれば、相当な数をどこか、これから3年、5年、10年先に向けて、日本のほうが少ない、宮崎のほうが少ないわけですから、企業が成り立たなくなってくる分野も出てくる可能性だってあるわけです。そうすると、やっぱり今のうちにどういう対応を考えるかということをやっておかないと、いろんな取り組みはされているようなんですけれども、そこら辺をしっかりとやっていかないと、それぞれの産業、企業が成り立たない状況も起こり得るだろうというふうに思うので、その辺を把握していただいて、今後の取り組みに生かして欲しいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○井手商工観光労働部長 もう一度ちょっと整理して物を言わせていただきますと、きょうの資料、4ページにありますように、外国人労働者数4,144名、うち、技能実習というのが2,800名と書いてあります。これが、先ほど来、話題になっています技能実習生ということで、いわゆる監理団体というのが、出国側にもありまして、日本のほうにもありまして、その監理団体同士の契約に基づいてやってくると。技能実習におきましては、企業、事業実習場が決まっております。監理団体によって派遣されてくる実習場が決まっております、そこから移動はできないという仕組みになっております。

山下委員の御指摘のとおり、そこから失踪で消えていく人たちがいると。これは、県警でないと失踪者という形にはなりませんし、監理団体が監理していますので、実習先が届け出をする場合と、例えば東京の監理団体で失踪者が出たと届け出をする場合がございます、県の中で何人失踪が出たかというのはなかなか把握が

難しいという状況でございます。

この監理団体につきましては、先ほど来、話がありましたように、非常に悪質な、ブローカー的な監理団体もございましたので、先ほど課長が答弁しましたとおり、平成28年に法が改正されまして、全国規模でそれを取り締まるような実習機構というのができました。ここが良質な監理団体を指定して、そこから人を得るといような形になっております。それがこの4月から改正されまして、特定技能という制度になります。この特定技能は、普通にハローワークに求人を出して、そこに特定技能者、資格を持った外国人が入れば自由に雇えることとなりますので、今までのように監理された外国人ではなくて、流動性の高い外国人労働者が発生することになります。

そういう中で、県内の事業者さんにおいて、どの程度そういう人たちの雇い得るかということでは非常に大きな課題でございまして、県内の事業者さんとよく話をしながら、どういう方策がとれるのか、今後の検討、研究を進めてまいりたいと考えております。

○外山委員 今の関連ですけれども、今度、国の法改正でもって、将来外国人を雇用する場合には、いわゆる例えば保険であるとか、日本人と同等の労働条件が義務化されたわけですけれども、そうなると、外国人を簡単に使うことが、地方の小さい企業にとってはかえって負担になることも考えられるんです。その辺のことはもちろん事業主が解決するべきことなんだろうけれども、これから外国人労働者に門戸を開くのはいいんだろうが、果たして本当に思惑どおり、とんとんと雇用を増やしてうまく企業が回っていくかというのはちょっと心配、懸念があります。大手はいいけれども、地方の小さい

ところは結構負担が大きいんじゃないのかなと思います。あと、外国人を使える業種というのは限られるので、非常に難しいと思います。

あともう一点だけ、簡単に、技能実習2号というのはどういう資格でしたっけ。

○川端雇用労働政策課長 技能実習2号につきましては、技能実習生は、入って2カ月間、その監理団体で日本語等の講習を受けて、1年間実習をして、技能研修の基礎級という試験を受けます。それに合格すると、技能実習2号というところに移行して、3年間実習を続けられるという形になります。

その3年間で何事もなく修了した実習生については、特定技能のほうに移行できるということになります。

○外山委員 技能実習というのは、例えば船舶の業者、船だとカツオ船とか、農業従事者だとか、現場に行って1年ぐらい従事した人のことを言うんですか。

○川端雇用労働政策課長 1年を過ぎて、農業の場合は技能検定ではなくて、全国農業会議所が実施する試験があるんですけれども、そういったところで技能が認められる試験をやりまして、それに合格したら技能実習2号ということに移行しまして、3年間勤められるということになります。

○外山委員 3年間勤められて、これがまた今度、特定技能2号になると、たしか5年以上になるんじゃないか。

○川端雇用労働政策課長 そのようになります。ですから、技能実習で3年間、そこから特定技能に移行したら5年間ということで、通算すると8年間はできるということになります。

○外山委員 結構です。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思いますが、先ほど申し上げたとおり、外国人の失踪の数が、非常に難しいということでありましたけれども、わかる範囲で、警察のほうと協議して、資料提出をお願いしたいと思います。

それでは、執行部の皆さんは御退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時49分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここからが大事ですので、御協力をお願いします。

先日開催されました委員長会議の結果につきましては、昨日の常任委員会で資料の配付がありましたので、本日は省略させていただきます。

それでは、協議事項（1）委員会の調査事項についてであります。

お手元に配付の資料1をごらんください。

1、当委員会の設置目的につきましては、さきの臨時県議会で議決されたところですが、2の調査事項は、本日の初委員会で正式に決定することとなっております。

なお、この資料に記載の調査事項は、特別委員会の設置を検討する際に各会派から提案されました調査事項を整理し、参考として記載をしております。

調査事項は、今後1年間の活動方針を決める重要な事項であります。特別委員会の調査活動は実質6回程度しかございませんので、有効な提言を行うためにも、少し時間をとって、この

時間に議論したいと思います。

当委員会の調査事項について、また具体的にどのような調査を行ったらいのかについて、委員の御意見をお願いいたします。

○星原委員 調査事項の項目、産業人財育成分野は、4項目書いてあるどの部分で見たらいいのか。この人手不足解消の施策に入っているといえ、そこではあるんだけど、もう一歩踏み込んだ何かを考えないと。要するに、今、中高生とかというのも出てきているんだけど、果たして中高生だけでいいのかなど。

私は、もう小学校4年生ぐらいから、地域の産業はどういう産業で地域が成り立っているか、社会体験とかいろんなものも含める中で、地域の企業のどういうものが自分たちの日々の生活の中で役に立っているのかと。山下さんたちがやっているバイオでも、地域で生活するため、電気が必要だったら、そういうものもあってこうやっているんだとか、あるいは先進的な農業に取り組んでいるところに子供たちが行って、こういう農業だったら自分もやってみようかとか。あるいは、航空機関係とか自動車関係の企業、宮崎にもそういう企業があるんだということを知っていて、子供時代から、こういう仕事で自分は働きたいとかそういう勉強をしたいかという、やっぱりそういうこともやっとなないと。宮崎のことさえもなかなか知らない。

以前、県内で就職がなくて、みんな県外に就職して行って、今、その企業あたりが学校に先輩たちを使ってやっているから。ようやく今、学校の先生たちも少しそういうことに目を向けてきたけれども、地元より、以前お世話になったということで、県外の企業にあっせんしたりとかいろんなことをやっているわけです。

県内の子供たちが、自分たちの地域にある企

業、そういうものに誇りを持てるような、こういう企業もあるんだということを、やっぱり少しやっていくべきじゃないかなと。本当に人材を育成するんなら、時間はかかるけれども、やっぱりそのぐらいの年月をかけていかないと。果たして中高生だけでいいのかなと思ったり。そうなってくると、教育委員会とか、いろんな問題も出てくると、私は思います。

○西村委員長 ほかに御意見がありませんでしょうか。

○山下委員 先ほど質問の中にもあったんですが、3番の外国人材の受入・活用に関するということになっているんですが、特に1次産業、農業・林業、そういう分野でも、使いたいたいけれども、林業なんかはまだ業種に入っていないんです。ですから、一方では、我々議員としても、やっぱりそういうものの拡大も上に向かってお願いをしていかないと。

一番人手不足の林業なんか——今度、労働になったから、農業分野も相当広がったんですが、以前は採卵養鶏はいいけれどブロイラーはだめだとかすごい細かい縛りがあって、なかなか使えていないんです。

ですから、先ほど委員から質問があったように、そこあたりを広げていかないと、せっかくこういう法律ができたけれども中身がまだすかすかだというような状況があるのかなと思いますので、そこあたりもあわせて調査・検討していただくとありがたい。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

○星原委員 この4月から働き方改革等が出てきて、産業界も今までみたいに残業ができない状況が出てきたり、いろいろしている。

我々の委員会としては、逆に行政のほうに提

案する意味で何がどうなのかというのを調査して、県なら県の執行部に対してとか、国に向けても、今出たように、こういうことを広げてもらわないといけないと。法的には広げる部分だとか内容とか、いろんなものを提案していかなくちゃいけない委員会だと思うんで、そういう調査をしっかりとやるべきじゃないかなというふうに思いますけれども。

○西村委員長 ありがとうございます。

暫時休憩をいたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○西村委員長 再開をいたします。

今、いただいた御意見等の中から、調査事項としまして、1番、人手不足解消のための施策、2番と3番は一つにまとめられるのかなと思いますので、外国人材の受入・活用に関するということと、2と3をまとめて行いたいと思います。そして、多文化共生に関することを追加して、1、3、4を残すような形で、当委員会の調査事項として重点的に調査を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 そのように決定をいたします。

また、今いろいろいただいた意見は、今後の具体的な調査活動の参考にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、協議事項（2）委員会の調査活動方針・計画についてであります。

実は、この人材育成の委員会も、昨年、一昨年と同じ調査が非常に続いておりまして、県内の受け入れ先でありますとか、意見交換先も、もう何度も何度もということになり、もちろん重複しても構わない部分は多々あると思うんで

すけれども、この活動計画について、資料2をごらんいただきたいと思います。

これにつきまして、議会日程や委員長会議の結果として、調査活動計画（案）として、今、日程を載せております。御意見がありましたら、お願いをいたします。

○**函師委員** 県北・県南と県外とあるわけなんですけど、調査先がもう重複してくる可能性があるようであれば、近隣の県も含めて、県北・県南で行けるところを選定されていいんじゃないでしょうか。

○**西村委員長** ありがとうございます。ほかに御意見はないでしょうか。

○**脇谷委員** 大変申しわけないんですけども、県内の調査につきまして重複されているということではありますが、新人といたしましては、やはり県内の外国人労働者を受け入れている大きなところとか、大変ためになったところを、先輩議員の皆様方からも御意見いただきながら、もう一度していただくとうれしいと思います。

○**西村委員長** ありがとうございます。もう、どんどん御意見を出していただきたいと思います。ほかに、調査活動計画案、特にございませんか。

○**星原委員** 1つは、人材育成分野でいく場所と外国人雇用の分野でいくところと、県南・県北の調査であれば、どちらもそういうところを1カ所ずつとか2カ所ずつとか、そういうのを考えて調査先を決めていただきたいなというふうに思います。

○**脇谷委員** 今、星原委員がおっしゃったように、先ほど言ったように、何割かしか外国人を受け入れたくないというところがあるので、そういったところも含めて、人材育成の会社と外国人を受け入れたいという会社があると思うん

ですけども、今まで行ったところをリストアップして表示していただくとうれしいと思います。

○**西村委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時2分再開

○**西村委員長** 再開いたします。

ほか、御意見ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村委員長** 御意見がないようですので、今出された御意見を参考にして、これからの調査活動計画についてまとめてまいりたいと思います。

次に、調査事項（3）の県内調査についてであります。

資料2をごらんください。

8月8日から県北地区、8月28日から県南地区の県内調査を予定しております。先ほど御協議いただきました調査事項を踏まえて、この調査先につきましては、御意見をいただければと思います。先ほど御意見をいただきましたので、それ以外に御意見があれば。

暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時5分再開

○**西村委員長** では、再開いたします。

今、いろんな意見をいただきまして、また県のほうにも問い合わせして、調査先につきましては、また6月議会に御意見もいただいて、それまでに調査を受け入れていただけるような企業、団体等にも接触をしながらリストアップしてまいりたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは次に、協議事項（４）
次回の委員会についてであります。

先ほど協議いただきました調査事項につきましては、次回の委員会での執行部からの説明、資料要求について、御意見や御要望はないでしょうか。特にこういう内容を次の委員会ではぜひ取り上げていただきたいということがあれば。

○外山委員 あれは、難しいと思うんだけど、今度、国の方針でもって外国人労働者も条件を日本人と同等にするとかいう話だけでも、その辺の雇用条件とか、ちょっと踏み込んだ話も聞けると。地方の企業が、全部、それに対応できるのか。行政も手探りだから、まだ難しい。

○山下委員 4,000人が宮崎に入っているわけじゃないですか。この4,000人の人たちがどういう地域に雇用されているのか、そこがわかれば欲しいです。

○西村委員長 今、御意見をいただきました。そのことを踏まえて、正副委員長に御一任いただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのような形で準備をしていきたいと思えます。

最後になりますが、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 特にないようですので、次回の委員会は6月定例会中の6月24日午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時7分閉会

署 名

産業人財育成・外国人雇用対策特別委員会委員長 西 村 賢